

3. 告示第4条第3号に係るもの

試験項目		記号	判定基準	根拠法令	
容器	内容積	A	1000 cm <sup>3</sup> 以下であること。	政令第2条第3項第8号	
	材料	B	材料に鋼若しくは軽金属を使用した容器又は内容積100 cm <sup>3</sup> 以下の容器（ガラス製の容器にあつては、合成樹脂等によりその内面は又は外面を被覆したものに限る。）に充填されたものであること。	告示第4条第3号ハ	
	二重構造容器における噴射剤の排出機構	C	噴射剤を容易に排出することができる機構を有すること。	告示第4条第3号ヌ	
35℃における蒸気圧又は容器内圧		D	ゲージ圧力0.8 MPa以下であること。	告示第4条第3号本文	
耐圧能力	50℃における容器内圧	E			
	50℃における容器内圧の1.5倍又は1.3 MPaにおける容器の変形	F	無いこと。	告示第4条第3号ニ	
	50℃における容器内圧の1.8倍又は1.5 MPaにおける容器の破裂	G	無いこと。	告示第4条第3号ニ	
高圧ガスの種類		H			
可燃・毒性	毒性ガスの有無	I	無いこと。	告示第4条第3号本文	
	人体に使用するエアゾールの噴射ガスの種類	J	LPガス、DME（ジメチルエーテル）又はフルオロカーボン152a以外の可燃性ガスを含まないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器法」という。）第14条の規定により厚生労働大臣の承認を得た医薬品若しくは医薬部外品又は医薬品医療機器法第2条第3項に定める化粧品のうち、水が全質量40%以上でかつ、噴射剤が全質量の10%以下であつて、内容物をあわ状若しくはねり状に噴出するものについては、この限りでない。	告示第4条第3号イ	
充填率	エアゾール	35℃における内容物の体積／容器内容積	K	90%以下であること。	告示第4条第3号ロ
	エアゾール以外	液化ガスの充てん量（LPガスの場合温度15℃における比重）	L	A/L（LPガスの場合A/1,000L）が容器保安規則第22条表の下欄に掲げる定数以上であること。	告示第4条第3号ロ
48℃における容器からのガス漏れ		M	無いこと。	告示第4条第3号ホ	